

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第 112 回)

2022 年 8 月 25 日

本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

今回は、重大事故時の水源の一つである3号試掘坑(注2)について、点検いただきました。

新規制基準では、重大事故が発生した場合に備え、事故の収束に必要な十分な量の水を確保することとしています。このため、浜岡原子力発電所では、事故発生後の7日間において必要となる淡水を確保するための水源を整備しています。これに加えた水源として、発電所構内の淡水タンクを整備しておりますが、更なる安全性向上のため、3号試掘坑を整備したものです。

なお、これらの水源の枯渇に備え、海から海水を取水する手段も整備しています。

静岡県から「重大事故時に使用する3号試掘坑の水源化について、現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。今後も重要な設備の工事が続くと思うが、しっかりと工事を実施していただくようお願いしたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から「重大事故時に使用する3号試掘坑の水源化について、現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。」との講評をいただきました。



3号試掘坑



3号試掘坑の整備状況を確認いただいている様子

3号試掘坑の使用時のイメージ



注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます。)

注2 3号試掘坑とは、浜岡3号機建設着工前に、浜岡3号機海底取水トンネル工事の施工に先立ち海底岩盤部の地質の詳細等を調査する目的で試掘したトンネルです。

以上